

千葉県立松戸南高等学校いじめ防止基本方針（三部制の定時制）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

千葉県立松戸南高等学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のために実施すべき方針を以下に定める。

(1) 基本理念 ②

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめをしない、させない、許さない」を基本理念とし、いじめ防止のための対策に関する「千葉県立松戸南高等学校いじめ防止基本方針」を定め、学校全体で組織的な取り組みを進める。

(2) いじめの定義 ④

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはいけない。

(4) 学校及び職員の責務 ③⑨

学校全体で暴力や暴言を排除することを確認し、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。なお、対処に当たっては、いじめ防止対策推進法を遵守し、問題の隠蔽や虚偽の説明をしてはならない。

2 いじめの防止等に関する組織 ⑤⑥

いじめ防止等を実効的に行うための機能を担う組織を設置する。

(1) いじめ防止等の対象のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置し構成員は、校長、副校長、教頭、生徒指導主事(2名)、教育相談部長(2名)、三部各部主任(3名)、養護教諭(1名)、スクールカウンセラー、保護者代表とする。

また、内部に事務局を置き、副校長、教頭、生徒指導主事(2名)、教育相談部長(2名)を充てる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」事務局の活動内容 ⑩

いじめの防止に係る日常的な業務については、事務局が行う。

ア いじめ防止に係る年間計画を作成・実行し、検証・改善を行う。

イ いじめ防止に係る校内研修会の企画・実施する。

- ウ いじめに関する相談・通報窓口となる。
- エ いじめが疑われる案件の情報収集・記録を行う。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の活動内容

校長が必要に応じて招集して活動する。

- ア いじめの防止基本方針の見直し・改善を行う。 ③⑦
- イ いじめに関するアンケート調査結果や報告等情報の整理・分析を行う。 ③⑤
- ウ いじめが疑われる案件の事実確認・判断を行う。
- エ いじめを認知した場合は、重大事態か否かを判断し、対応方法を決定する。
- オ 校長は、ウ及びエの結果を千葉県教育委員会へ報告する。

3 いじめの未然防止

事務局は、いじめの防止の観点から、学校教育全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に実施するため、関係分掌に依頼し、年間計画を定める。

(1) 学習指導の充実 ⑩⑪

- ア 授業規律の徹底と規範意識の醸成に向けた指導を行う。
- イ コミュニケーション能力を育む指導を行う。
- ウ 一人一人に配慮した「わかる授業」を展開する。
- エ 教科「情報」等におけるモラル教育の充実を図る。

(2) 特別活動・道徳教育の充実 ⑦⑩⑪⑬⑳

- ア 帰属意識を互いに高める集団づくりを図る。
- イ 豊かな心の育成を図る。
- ウ 命を大切にするキャンペーンを活用する。
- エ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりを図る。
- オ ボランティア活動の充実を図る。
- カ 人権意識の高揚を図る。
- キ 法教育を実施し、法的なものの考え方を身に付けさせる。

(3) 教育相談の充実 ㉑

- ア 担任等による面談を定期に開催する。
- イ 教育相談部の活動を充実させる。
- ウ スクールカウンセラーによる面談を活用する。

(4) 教職員の資質向上 ⑧

- ア いじめ防止に係る校内研修会を実施する。
- イ 教職員の不適切発言の戒め、いじめに対する意識の高揚を図る。
- ウ 生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発することのないよう喚起する。 ⑫

(5) 生徒の自発的な活動 ⑦⑬⑱㉑

- ア いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動を行う。
- イ 生徒が主体となって、「いじめをなくすために私ができること」などをテーマとして各クラス等で自由な話し合いを実施する。

(6) 保護者・地域との連携 ⑦⑳

- ア 学校いじめ防止基本方針を周知する。
- イ 学校公開・公開授業を実施する。
- ウ 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握をする。
- エ いじめの相談窓口は、校内だけではなく、「千葉県子どもと親のサポートセンター」や「チャイルドラインちば」などもあることを周知する。

4 いじめの早期発見

事務局は、いじめの早期発見のために次の事項を行う。

(1) いじめに関するアンケートの実施 ⑭

- ア 定期的なアンケートは各学期に行う。またこの際、インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けることとする。
- イ 12月に実施する「学校評価アンケート」の自由記述欄を点検する。

(2) 生徒面談の実施 ⑮

- ア 担任が定期的実施する面談で、いじめに関する項目を追加する。
- イ 教室掲示などにより、教育相談体制を広く周知し、日常的に誰でもいつでも生徒の相談を受け入れる準備があることを示す。 ㉑
- ウ 「悩みの相談ボックス」を設置し、生徒が抵抗なく相談できる体制をつくる。 ㉒

(3) 生徒観察 ⑱

- ア 日常の観察として授業・部活動・保健室利用時等の生徒の様子を観察する。
- イ 「いじめ気付きチェックリスト」を活用し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(4) 全教職員間の情報交換・共有

- ア 全教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- イ 年次会議、情報交換会などあらゆる機会を生徒情報の交換の場とするとともに、日常的な会話のなかでも、生徒情報の共有に努める。

(5) 保護者との連携 ⑦⑯⑰

- ア 保護者面談週間などを活用し、家庭での様子も詳しく聞きとる。
- イ 保護者と連携して些細な事でも生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。

5 いじめの発見・通報を受けたときの対応 ⑲

学校・学校以外を問わず、いじめに関する相談・通報窓口は事務局とし、相談・通報を受けた全教職員は、ただちに事務局に報告しなければならない。

(1) いじめの事実確認

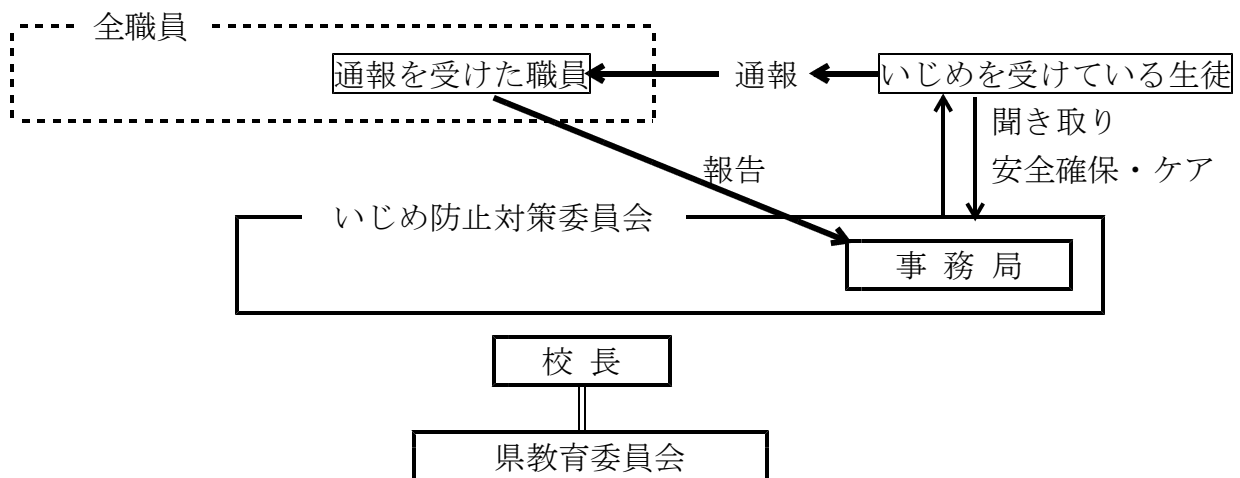
- ア 事務局は、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) いじめの疑いがある場合 ⑬

- ア ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

(3) いじめが認知された場合

- ア 校長は千葉県教育委員会に報告し、相談する。
- イ 全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。
- ウ その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。



6 いじめが認知された場合の対応

全教職員の共通認識の下、詳細な事実確認に基づき早期に適切に対応するとともに、再発防止に努めなければならない。その際、関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

(1) いじめを受けている生徒に対する支援 ⑭⑯

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ア 苦痛の共感的な理解と適切な対応を行う。
- イ 安全、安心して教育を受けられる環境の確保をする。
- ウ 長期的な相談支援（心のケア）を行う。

(2) いじめを行った生徒に対する指導 ⑰⑱⑳

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめは人格を傷つけ、心身の苦痛を与える許されない行為であることを理解させる。
- イ 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導を行う。
- ウ 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導を行う。
- エ 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導を行う。

オ 聞き取りは、原則として複数の職員で心を開きやすい環境で行う。聞き取りの場所、時間、休憩等に配慮するとともに、不適切な聴取方法とならないようにする。

カ 必要に応じて、謹慎や校長注意等による指導を行う。また、状況によっては関係機関（児童相談所・警察等）と連携を図り指導を行う。

キ いじめを行った生徒が、いじめを受けた生徒や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることのないよう指導し対策をとる。

(3) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導 ③①

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

ア いじめを受けている生徒の苦しみを、自分の問題として捉えさせる指導を行う。

イ 同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させ、意識について見つめ直す指導を行う。

ウ すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず教職員に知らせることが、いじめ根絶につながる」ということを徹底して周知する。

(4) いじめを受けた生徒の保護者に対して ②④②⑧

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

ア 事実を迅速に伝える。

イ 共感的理解と迅速な対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る

ウ いじめが解消した後も、継続的な連絡を行う。

(5) いじめを行った生徒の保護者に対して ②⑦

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(6) 全ての生徒・保護者に対して ②⑦

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し適切に行う。

7 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、次の対応を行う。

(1) 「重大事態」の基準 ③②

ア いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

① いじめにより松戸南高等学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより松戸南高等学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

イ 重大事態であるか否かの判定は「いじめ防止対策委員会」で行う。

(2) 千葉県教育委会等への報告 ⑳

ア 重大事態が発生した場合、校長は、直ちに千葉県教育委員会に連絡をする。

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、千葉県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 対応 ㉓

ア 全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

イ 重大事態の調査組織を設置し、事実関係の調査を実施する。

ウ より明確になった事実関係について、関係生徒・保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 校長は、調査結果を千葉県教育委員会に報告する。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じ、事態の解決に向けて対応する。

カ 再発防止に向けて、問題の背景・課題の整理、教訓化を図り、取組の見直し、改善策の検討・策定を行い、実施する。

8 取り組みの検証と実施計画等の見直しについて ㉕㉗

いじめ防止基本方針は適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

(1) いじめ防止基本方針

ア ホームページに掲載し公開する。 ㉔

イ 開かれた学校づくり委員会、PTA総会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

ウ 実情に合わせて、効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。 ㉕㉗

(2) 点検・評価 ㉖

ア いじめの防止等に係るアンケート集計結果を基に、取り組みを評価する。

イ 保護者・生徒・教職員による学校評価を活用して、取り組みを評価する。

(3) 改善

ア 評価に基づき、学校や生徒の実情に合わせ、実施計画の修正を行う。

イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。